給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１号

茨城県神栖市深芝2644番地６

再生債務者　仲野　秀一

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成25年４月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年５月７日　水戸地方裁判所麻生支部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１７年（再ロ）第５号

徳島県美馬市美馬町字中筋72番地４

再生債務者　田中　政宏

１　主文　本件再生計画を取り消す。

２　理由の要旨　平成17年12月６日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成25年５月７日　徳島地方裁判所美馬支部

企業年金基金解散公告

当企業年金基金は、確定給付企業年金法施行令第58条の規定に基づいて、次のとおり公告します。

１．基金の名称　みちのく銀行企業年金基金

２．事務所の所在地　青森県青森市勝田１丁目３番１号

３．実施事業所の名称及び所在地　株式会社みちのく銀行　青森県青森市勝田１丁目３番１号、みちのく銀行健康保険組合　青森県青森市勝田１丁目３番１号、みちのく銀行労働組合　青森県青森市勝田１丁目３番１号、みちのく銀行企業年金基金　青森県青森市勝田１丁目３番１号

４．解散の理由　確定給付企業年金法第85条第１項による。

５．解散の認可の年月日　平成25年４月１日

平成 25 年５月 15 日

青森県青森市勝田１丁目３番１号

みちのく銀行企業年金基金

理事長　藤澤　貴之

企業年金基金清算人就任公告

当企業年金基金は、確定給付企業年金法第85条第１項により解散しましたので、確定給付企業年金法施行令第59条の規定に基づいて、次のとおり公告します。

１．清算人氏名　平田　　潔

２．住所　青森県青森市勝田１丁目３番１号

平成 25 年５月 15 日

青森県青森市勝田１丁目３番１号

みちのく銀行企業年金基金

理事長　藤澤　貴之

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して丙は甲乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしました。

この合併は、甲および株式会社ティ・オー・エス（本店所在地東京都江東区豊洲五丁目五番一三号）との間で締結した吸収分割契約に基づく吸収分割が効力を生じることを条件として、その効力が生じるものとします。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年六月二十五日

掲載頁　一四七頁（号外第一三七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年八月二日

掲載頁　五十五頁（号外第一六七号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年七月二十七日

掲載頁　八十七頁（号外第一六三号）

平成二十五年五月十五日

東京都港区西新橋一丁目一番一五号

（甲）株式会社東電ホームサービス

代表取締役　半田　光一

東京都渋谷区神泉町二三番二号

（乙）東電広告株式会社

代表取締役　市東　利一

東京都新宿区上落合三丁目一〇番八号

（丙）東電タウンプランニング株式会社

代表取締役　青柳　光広

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月八日

掲載頁　六十三頁（号外第七十五号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年十二月十九日

掲載頁　一二一頁（号外第二七五号）

効力発生日は平成二十五年七月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十五年六月二十一日及び丙の株主総会の承認決議は平成二十五年六月十八日にそれぞれ予定しております。

この合併に対し異議のある甲、乙又は丙の債権者は、本公告掲載の翌日から平成二十五年六月十七日までに甲、乙又は丙にそれぞれお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　産経新聞

掲載の日付　平成二十四年六月十九日

掲載頁　二十三頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年六月二十五日

掲載頁　一七〇頁（号外第一二七号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年六月二十二日

掲載頁　一八三頁（号外第一三六号）

平成二十五年五月十五日

東京都中野区本町二丁目四六番二号

（甲）株式会社ディノス

代表取締役　石川　順一

東京都中野区本町二丁目四六番二号

（乙）株式会社フジ・ダイレクト・マーケティング

代表取締役　石川　順一

香川県高松市観光町五四五番地三

（丙）株式会社セシール

代表取締役　上田　昌孝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月十六日

掲載頁　三十五頁（号外第八十二号）

（乙）掲載計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年五月十五日

岐阜県各務原市尾崎北町三丁目九八番地

（甲）株式会社ワイ・エフ・ケイ

代表取締役　鈴木　千頌

岐阜市芥見野畑一丁目七一番地

（乙）有限会社レストア

取締役　鈴木　千頌

平成二十五年五月十五日

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号

（甲）サノフィ株式会社

代表取締役　ジェレミー・チャールズ・モールディング

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号

（乙）サノフィパスツール株式会社

代表取締役社長　トマ・トリオンフ

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年六月二十日

掲載頁　二十三頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年八月四日

掲載頁　二頁

平成二十五年五月十日

横浜市神奈川区守屋町三丁目二三番地二

（甲）株式会社バンテック

代表取締役　七字　俊介

大阪市此花区西九条二丁目三七番三二号

（乙）株式会社バンテック

代表取締役　望月　孝司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月十六日

掲載頁　三十五頁（号外第八十二号）

（乙）掲載計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年五月十五日

岐阜県各務原市尾崎北町三丁目九八番地

（甲）株式会社ワイ・エフ・ケイ

代表取締役　鈴木　千頌

岐阜市芥見野畑一丁目七一番地

（乙）有限会社レストア

取締役　鈴木　千頌